

小林市立野尻中学校部活動の方針

令和4年 4月 1日

本方針策定の趣旨等

小林市立野尻中学校は、適正な運動部活動の運営に向けて、小林市教育委員会が策定した「小林市中学校部活動の方針（平成30年11月）」に則り、また、小林市内の中学校9校で足並みを揃えて、部活動の運営の適正化と指導に当たる教職員の多忙化の解消に当たるため、「小林市立野尻中学校部活動の方針」を策定する。

1 部活動の意義

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力が育まれるように、学校教育の一環として実施するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員、部活動指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって、体力や技能の向上を目指すことのみにも偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力し合い友情を深めたり、仲間と切磋琢磨し向上心を培ったりするなど、生徒一人ひとりが目標を掲げ、充実感や達成感を味わうことができる活動であることを重視する。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、毎年度、「小林市立野尻中学校部活動の方針」を策定する。
- イ 部顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記ア・イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう次の運動部及び文化部を設置する。
 - ① 運動部 軟式野球部、サッカー部、卓球部、陸上競技部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、女子ソフトテニス部、女子バレーボール部
 - ② 文化部 吹奏楽部

イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績等の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の部活動の関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

4 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部顧問及び部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

5 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。なお、運動部活動については、ジュニア期における、スポーツ活動時間に関する研究〔「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）〕も踏まえ、活動時間を設定する。

(1) 学期中の休養日の設定

週あたり2日以上以上の休養日を設ける。〔平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。各種大会やコンクール等への参加などにより、土日に休養日が設定できない場合は、3か月を1単位として捉え、12回程度の週末の休養日を設定する。〕

(2) 長期休業中の休養日の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養日をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(3) 1日の活動時間

長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、練習試合等の場合はこの限りではない。

(4) その他の休養日及び活動時間については次のとおりとする。

ア 月曜日は「リフレッシュデイ」の日とし、原則として部活動は中止とする。

イ 校内定期テスト前は、3日前（土・日曜日、祝日を含む）より部活動中止期間とする。

ウ 活動終了時間及び下校完了時間は原則として次の表のとおりとする。

月	終了時間	下校時間	備考
4月～地区秋季予選まで	6時30分	6時45分	
地区秋季予選後～	6時00分	6時15分	10月第1週目
	5時45分	6時00分	第2週から
	5時30分	5時45分	第4週から11月まで
12月	5時15分	5時30分	暗くなるのが早いので、終了後速やかに下校させる
1月	5時30分	5時45分	第2週まで実施
	5時45分	6時00分	第3週から
2月	6時00分	6時15分	
3月	6時15分	6時30分	
休みの日	5時00分	5時15分	

エ 春季休業、夏季休業、冬季休業期間は、原則として8時から17時の間とする。ただし、長期休業中に関しては、職員会議などで職員がつかない場合は、18時まで練習を行うことができる。

オ 原則として中体連関係の大会、協会主催等の大会に限り、2週間前から5日間以内で30分～1時間程度の時間延長を認める。なお、その時には保護者の同意と送迎を必要とする。

(5) 校長は、各部の休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

6 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒数の減少に伴う部活動の対応については次のとおりとする。

- ア 部活動入部願いを締め切った時点（4月末）で全部員の団体競技の規定人数に達しない場合は、休部（廃部）の対象とする。休部（廃部）の対象となった部の部員は、希望すれば他の部への再入部を認める。
- イ 部員数が定員に満たない場合が2年続いた場合は、部員募集をせず廃部の対象とする。ただし、合同チームでの中体連関係の大会への参加を認める。
- ウ 廃部の対象の部活動は、最後の大会参加をもって廃部とする。
- エ 新たな部活動の設置については、生徒数を考慮して、新設しないこととする。

(2) 地域との連携

- ア 校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 校長は、県及び市教委が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部活動顧問及び部活動指導員等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体との協力体制の充実に努める。
- ウ 部活動後援会連絡協議会会長は、各部活動の運営が充実するように各部活動後援会会長を年2回招集し「部活動後援会連絡協議会」を開催する。そこで、学校の課題や各部活動の課題などを協議し、対応・対策に取り組むこととする。また、全校生徒数の割合に対して部活動数が多いという課題についても継続して協議を行うこととする。

7 学校単位で参加する大会・コンクール等の見直し

(1) 校長は、運動部や文化部が週末等に開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度の負担とならないよう、運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の数の上限の目安について、県教委や市教委及び県中学校体育連盟と連携し、検討する。

(2) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。